コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グラミン日本(以下「当法人」という。)に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の 内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優 先する。

(組織)

- 第3条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
 - (1) コンプライアンス担当理事
 - (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

- 第4条 コンプライアンス担当理事は、理事会の決議により選任する。コンプライアンス担 当理事は、理事会に対し、定期的に当法人のコンプライアンスの状況について、報 告する。
 - 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
 - 3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

- 第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、外部有識者 を委員として構成する。
 - 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策 定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及 び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

- 第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年9月に 開催する。
 - 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができ る。

(報告、連絡及び相談ルート)

- 第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、公益通報者保護規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
 - 2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第8条 当法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は 当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとす る。

(懲戒等)

- 第9条 役職員が第7条第1項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状により それらの者を、懲戒処分に処する。
 - 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告とし、職員の場合は、戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・ 降格、論旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額す ることを妨げない。
 - 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、理事長がこれを行う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和2年7月20日から施行する。(令和2年7月17日理事会決議)